

別紙

三好市申請書作成支援システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準

「三好市申請書作成支援システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」4 - (1) - に規定する審査基準は次のとおりとする。

1 参加資格審査

応募申込書等の記載内容に関し、資格審査を行う。

2 提案書等の審査

参加資格審査を通過した者について、提案書等の記載内容に関し、以下の表に掲げる評価項目により審査を行う。

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	導入システムの概況及び実績	・導入システムの実績等	15
(2)	配置予定の本業務を統括する責任者及び従事者	・配置予定の本業務を統括する責任者及び従事者の業務状況、実績	5
(3)	業務実施体制	・業務履行体制の適切さ、業務の分担等	5
(4)	基本事項・具体的実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入案が仕様書に沿った内容となっているか</li> <li>・システム導入案は限られたスケジュール・予算で実行できる内容となっているか</li> </ul>	115
(5)	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリング内容	10
(6)	全体評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法が具体的で実現性があるか、</li> <li>・事業を効果的、効率的に実施するための提案となっているか</li> <li>・業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか</li> </ul>	40
(7)	価格提案書	・価格提案の適切さ	10
	合 計		200